

市政の執行状況

平成30年第2回八潮市議会定例会が6月1日から6月20日まで開催され、市長が開会初日に前定例会以降の市政執行の概要について報告しました(一部抜粋。全文については、市ホームページに記載)。

企画経営課 ☎885

1 教育文化・コミュニティ

1 学びとつながりを大切にすまち

▼3月23日から4月12日までの間、市役所1階ロビーで、町会・自治会加入促進月間の取り組みの一環として、町会・自治会の活動内容を展示

▼4月16日から5月6日まで、資料館で、日本の伝統行事を紹介する季節展示「端午の節句」を開催



端午の節句

2 健康福祉・子育て

2 誰もがいきいきと暮らせるまち

▼3月30日、平成30年度から新たに実施する「前立腺がん検診」の受診案内通知を送付

▼4月3日、6カ所の公立保育所で入所式を行い、351人の

児童が入所

▼4月5日から、生活困窮者の自立に向けた家計相談支援事業を新たに開始

▼4月24日から、「春のスポーツ教室」として、「幼児体操教室」「小学生初心者水泳教室」、大人向けの「ダイエットエクササイズ」など10教室を開催

▼4月10日から、住宅用太陽光発電システム設置費補助金の受付を開始

▼4月19日から25日までの間、市内10カ所で、狂犬病の集合同期集中支援チームを配置

3 防災・防犯・消防・救急

3 誰もが安全で安心して暮らせるまち

▼4月1日、やしお駅前公園で、春の全国交通安全運動出発式および街頭啓発活動を実施

▼4月18日、山梨県笛吹市と「災害時における相互応援に関する協定」を締結

4 産業経済・観光

4 地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまち

▼3月16日から31日までの間、中川やしおフラワーパークで、「第13回川の駅・中川やしお花桃まつり」を開催

▼3月25日、「中川やしお水辺の楽校」の特別イベントとして、カヌー体験や防災まつりを実施

▼市内事業者への支援の一環として、5月14日から中小企業向け不況対策資金融資の受

5 都市基盤・環境

5 快適でやすらぎと潤いのあるまち

▼4月10日から、住宅用太陽光発電システム設置費補助金の受付を開始

▼4月19日から25日までの間、市内10カ所で、狂犬病の集合同期集中支援チームを配置

▼5月17日および20日、(仮称)外環八潮パーキングエリアの都市計画決定手続に向け、地権者を対象とした説明会を開催

▼5月24日および27日、市街化調整区域まちづくり基本方針の策定に向け、説明会を開催

▼5月27日、「第29回ゴミゼロ運動」を実施



ゴミゼロ運動

6 新公共経営

6 協働で経営する自主・自律のまち

▼4月1日付けで、一般事務職24人、建築技師1人、土木技師1人、保育士2人の合計28人の職員を新規に採用

▼4月6日、やしお駅前公園およびエイトアリーナで、「東京2020オリンピックピック840日前イベント」を、また5月8日には、市役所1階ロビーで、「東京2020パラリンピック840日前イベント」を開催

▼5月18日、八潮メセナで、法律相談をはじめとする税理士相談、司法書士相談、行政書士相談などの各種相談を総合的に行う「総合相談」を開催

▼市内41カ所の公園などについて、市民との協働による公園管理を推進するため、町会自治会など26団体と維持管理契約を締結

▼平成29年度のつくばエクスプレス八潮駅の1日平均乗車人員は、2万2400人で、前年度と比較して1800人増加

▼平成29年度の有収水量は、97万8327立方メートルで、前年度と比較して18万4049立方メートルの増加

▼平成29年度の水道料金の調定額は、消費税抜きで17億498万円で、前年度と比較して、3702万円の増加

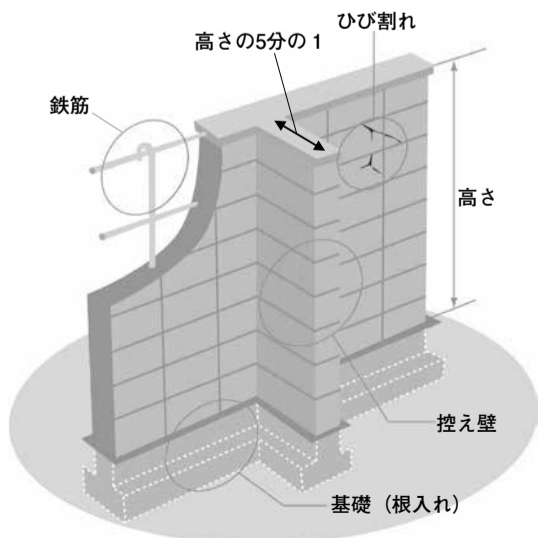
ブロック塀は安全ですか

大きな地震では建物本体のみならず、ブロック塀が壊れ大きな事故を招きます。

また、緊急車両の通行の妨げになりますので、次の①～⑥の項目を点検し、ひとつでも不具合がある場合や不明な点があれば、専門家に相談しましょう。

問開発建築課 ☎468

- ① 塀の高さは地盤から2.2メートル以下か
- ② 塀の厚さは10センチメートル以上か (塀の高さが2メートル超2.2メートル以下の場合は15センチメートル以上)
- ③ 塀の高さが1.2メートル超の場合、塀の長さ3.4メートル以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか
- ④ コンクリートの基礎があるか。基礎の根入れ深さは30センチメートル以上か (塀の高さが1.2メートル超の場合)
- ⑤ 塀に傾き、ひび割れはないか
- ⑥ 塀の中に直径9ミリメートル以上の鉄筋が、縦横とも80センチメートル間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか



出典：日本建築防災協会パンフレット「地震からわが家を守るうより (一部追記)」

耐震診断・耐震改修の補助金

市では、木造在来工法の2階建て以下の住宅において簡易耐震診断を無料で行っています。また詳細な耐震診断を行いたい方、耐震改修工事で建物を丈夫にしたいとお考えの方に補助金交付制度があります。

問開発建築課 ☎468

〈対象となる建物〉

昭和56年5月31日以前に建てられた木造在来工法の2階建て以下の一戸建て住宅または、併用住宅(延べ面積の2分の1以上が住宅のもの)

〈補助金額〉

耐震診断 = 耐震診断に要した費用の2分の1に相当する額 (最高5万円)

耐震改修 = 耐震改修工事に要した費用の23パーセントに相当する額 (最高25万円)

※補助金対象者が65歳以上であり、耐震改修工事に要した費用が30万円を超える場合には、補助金に15万円を加算します。

詳しくは、パンフレット(開発建築課で配布)または市ホームページをご覧ください。

